

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づく

「すまいの環境性能表示基準（告示）」の改正概要

1. 改正の趣旨

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づき、延べ面積が2000㎡以上の集合住宅等を販売又は賃貸するため一定の広告をする場合、建築主は当該建築物の環境性能（内部の環境品質や外部への環境負荷など）の表示をする必要があります。

一方、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下、「法」とする。）の改正により、令和6（2024）年4月1日から販売事業者等は建築物のエネルギー消費性能の表示を、国が定める表示方法により広告等へ表示する努力義務が課せられます。

これにより、一つの広告にすまいの環境性能表示と国の省エネ表示を表示する場合が生じることから、表示内容が分かりやすいように、すまいの環境性能表示基準（平成24年6月告示第270号）を見直します。

2. 改正の概要

法に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示と並べて表示する場合、すまいの環境性能表示に簡易な表示方法（様式3）を用いることができるものとする。

様式1（通常の表示）



様式3（簡易な表示）



※様式3の右端にはすまいの環境性能表示結果シートを容易に閲覧できるウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）の表示が必要。

3. 施行予定日

令和6（2024）年4月1日